

2024年2月5日

岐阜県教育長 堀貴雄 様

学校教育を語り合う教員と市民の会  
日本若者協議会  
かさまつ子どものまち実行委員会

# 校則改正における児童生徒や保護者の参画と 子どもの権利を守る学校運営を求める要望書

2022年12月に「生徒指導提要」が改訂され、23年4月に「こども基本法」の施行、同年12月に「こども大綱」が公表されました。

改訂生徒指導提要では、教職員は子どもの意見表明権などを定めた「子どもの権利条約」の内容を理解しておくことが「不可欠」とし、校則の見直しにおいては「児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい」としています。

また、こども基本法の施行を受けてまとめられたこども大綱では、「校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集、周知等を行う」ことが明記されています。

しかしながら、岐阜県内の学校において、子どもの権利や生徒指導提要の内容を理解している教職員は多くないのが現状であると考えます。実際に、生徒の声を聞くことなく職員会議や学校運営協議会（保護者・地域住民・学校関係者が参画する会）のみで校則改正を進めようとする等、子どもの権利を蔑ろにしていると感じるような学校運営も生じているところです。

つきましては、県内のこうした現状を改善するために、以下の要望を提出します。

## 【要望事項】

- 県内の教職員に対して、子どもの権利や生徒指導提要の内容を理解しているかどうか、ウェブ調査を実施すること。また、実際に校則見直しにおいて児童生徒や保護者の意見が反映されているかどうか、児童生徒や保護者、教職員に対してウェブ調査を実施すること。
- 校則見直しの際に、児童生徒や保護者の意見が反映される仕組みとなっているかどうか、校則改正規定の調査および好事例の共有を図ること。特に、少数派の立場に配慮するために、生徒会等一部の生徒の意見だけでなく、アンケート等適切な方法で全生徒や全保護者の意見を聴取すべきであることを含めて、適宜各学校への指導助言を行うこと。
- 子どもの権利や生徒指導提要に関する教職員向けの研修や、児童生徒や保護者に対する権利教育を各学校で行い、子どもの権利や生徒指導提要の内容を学校の構成員全てが理解した上で学校運営がなされること。
- 学校管理規則を改正し、子どもの権利の尊重と、校則見直しの際の児童生徒や保護者の参画を明記すること。
- 理不尽な校則による指導、校則改正の際に児童生徒や保護者の意見を聴取しないこと、校則違反を理由に教育を受けさせないこと等を含めて、学校における「不適切な指導」が発生した場合に、児童生徒や保護者が相談することのできる機関を県教育委員会に設置し周知すること。

## 【県内高等学校の校則改正規定について】

県内の高等学校では、校則改正規定の追加や校則の HP 公開が進んでいます。このたび、県内高校（定時制課程で別に校則が定められている学校を含め全 65 校）の校則改正規定について調査し、以下にまとめました。教員と市民の会による調べでは、少なくとも約 14%の高校で、生徒の声を聴取することなく校則を改正することが可能となっています。

▼県内高校の校則改正規定一覧（教員と市民の会調べ、2023 年 12 月 25 日）

[https://drive.google.com/file/d/1MUJhbfQmQXZucwO1vazZCuYQYsYiNWw\\_/](https://drive.google.com/file/d/1MUJhbfQmQXZucwO1vazZCuYQYsYiNWw_/)



### 【備考】

本要望は、「学校内民主主義の制度化を考える検討会議」（日本若者協議会設置、2023 年 8 月～2024 年 1 月）での議論を参考にしつつ、関連団体等によってまとめられたものです。

▼「学校内民主主義」の制度化に向けた提言」（日本若者協議会、2024 年 1 月 22 日）

<https://drive.google.com/file/d/1be7CR-hopKIYfXYUgkEgDrWUSqQhrvWz/view>



### 【要望団体について】

(1) 学校教育を語り合う教員と市民の会（代表、西村祐二）

2020 年 1 月設立。岐阜県の学校教育について教員と市民がざっくばらんに話し合う「教育茶話会」を企画（2020 年 1 月 25 日）。2021 年 7 月 30 日、岐阜県教育委員会に宛てて、校則見直しや学校制服の標準服化を求める要望書とオンライン署名（約 1 万 9 千筆）を提出。同年 8 月 14 日、岐阜市にてイベント「校則に傷つく子どもたち」を開催した。

(2) 日本若者協議会（代表理事、室橋祐貴）

若者の声が政策に反映され実現されることを目指して活動する超党派の若者団体。2019 年より各種検討会議を設置し、理不尽な校則の見直しや「学校内民主主義」（校長だけで意思決定するのではなく児童生徒・教員・保護者なども交えた意思決定）の実現を文部科学省などに働きかける。2024 年 1 月 22 日、「学校内民主主義」の制度化に向けた提言」を文部科学省に提出した。

(3) かさまつ子どものまち（実行委員会事務局、樋口史子）

2012 年より、子どもたちが大人立ち入り禁止の模擬都市を企画し運営する「かさまつ子どものまち『ミニかさ横丁』」を実施。子どもの主体性・参画を大切に活動。子どもたちからの発案でこれまで中高生の居場所や高校生による高校説明会などを実施。2020 年、笠松町の新こども館について子どもたちの意見を提案。2021 年、笠松町子どもの権利に関する条例制定に向けた子どもの意見聴取ワークショップ（町主催）の企画運営を行う。